



あなたの周りにはありませんか？ 障がい者 気づいて！虐待

テレビや新聞では、連日、虐待事件が報道されています。虐待事件は、どこか遠くの町で起きていること…そう思いませんか？

しかし、あなたの住む伊豆の国市でも、毎年、高齢者や障がい者に対する虐待が報告されています。

あなたの身近な人にこのようなサインはありませんか？

- 身体に傷が頻繁にある。
- 急におびえたり、怖がったりする。
- 性器の痛み、かゆみを訴える。
- かきむしり、かみつきなど攻撃的な態度がみられる。
- おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどのパニック症状を起こす。
- 無力感、諦め、投げやりな様子になる、顔の表情がなくなる。
- 身体からの異臭、汚れがひどい髪、爪が伸びて汚い、皮膚のただれ。
- ずっと同じ服を着ている、汚れたままのシーツ、ぬれたままの下着。
- 病気やけがをしても家族が受診を拒否、行った気配がない。
- 日常生活に必要な金銭を渡されていない。
- 年金や賃金がどう管理されているか本人が知らない。
- サービスの利用料や生活費の支払いができない。

「虐待かも」と思ったら、迷わずお電話ください。

相談者、相談内容の秘密は守ります。匿名での連絡も可能です。

問い合わせ・連絡先

- 【高齢者】
 長岡地域包括支援センター ☎ 055-946-0692
 葦山地域包括支援センター ☎ 055-949-9213
 大仁地域包括支援センター ☎ 0558-76-7311
- 【障がい者】
 障がい福祉課 ☎ 0558-76-8007
- 【その他】
 福祉相談センター ☎ 0558-76-8004



家屋を取り壊したときや 物置などを建てたときは 一報を！

固定資産税は、毎年1月1日を賦課期日として所有者へ課税しています。届け出がない場合、取り壊した家屋に課税される原因になります。届け出にご協力をお願いします。

- ① 未登記家屋を取り壊したとき
「家屋滅失届」を提出してください。
- ② 登記済家屋を取り壊したとき
法務局で「滅失登記」の申請をしてください。申請が12月末日までに間に合わないときは、「家屋滅失届」を提出してください。
- ③ 基礎が地面に固定された物置や倉庫などの家屋を新たに建てたとき
税務課に電話でご連絡ください。

※取り壊した家屋に誤って課税されている場合は、取り壊した日を確認できる書類（解体証明など）を添付して「家屋滅失届」を提出してください。

※「家屋滅失届」は、市HPまたは税務課窓口で入手できます。



▲市HP



特定健診・後期高齢者健診 12月に追加健診を実施します

☎ 国保年金課 ☎ 055-948-2905

対象

※年齢は令和6年3月31日現在

- 令和5年6月～9月に特定健診(後期高齢者健診)を受診しなかった人のうち、次の①または②に当てはまる人
- ① 40歳～74歳で、伊豆の国市国民健康保険に加入している
 - ② 75歳以上の市民で、静岡県後期高齢者医療制度に加入している(一部65歳～74歳の人を含む)

持ち物

- ・受診券(受診票用シール)
 - ・質問票
 - ・健康保険証
- ※受診券、質問票を紛失したなどお手元に無い場合は、国保年金課へご連絡ください。

自己負担金 無料

※がん検診は自己負担金が必要です。

健診の受け方

※要予約

集団健診(市施設で受診)

今回の集団健診は、特定健診・後期高齢者健診、がん検診のいずれかのみを受診はできません。胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診のいずれか一つ以上を同時に受診する必要があります。(がん検診は自己負担金が必要です。)

とき/12月5日(火)、6日(水)葦山福祉・保健センター
 12月7日(木)アクシスカつらぎ
 ※混雑緩和のため、指定された受付時間に会場へお越しください。指定時間以外を受診はできません。

予約受付開始/11月10日(金)8時30分～(先着順)
 予約/健診日の1週間前までに市公式LINEまたは電話

個別健診(医療機関で受診)

とき/12月1日(金)～12月28日(木)
 予約/医療機関へ電話(予約が必要な医療機関のみ。開院状況については直接医療機関にご確認ください。)
 ※実施医療機関は、市HPまたは令和5年度健診ガイドの22・23ページをご確認ください。



▲健診実施医療機関一覧(市HP)

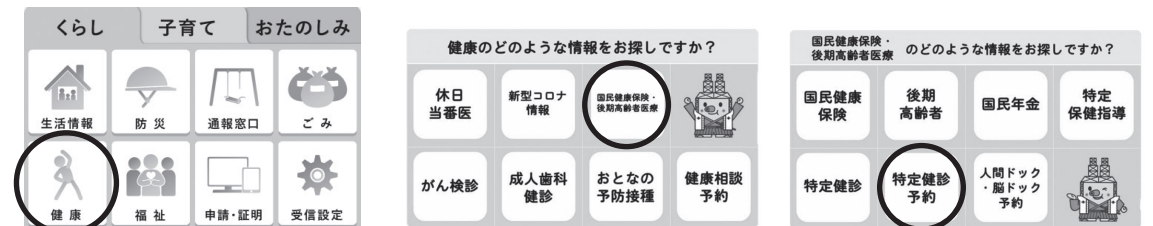


市公式LINEからの予約が便利です！ ※11月10日(金)から予約開始

集団健診は伊豆の国市公式LINEで予約できます。まずは友だち追加を！



▲市LINE友だち追加



画面下部「暮らしメニュー」
「健康」を選ぶ

「国民健康保険・後期高齢者医療」を選ぶ

「特定健診予約」から予約画面へ！



パートナーシップ事業 事前相談を受け付けます

☎ 協働まちづくり課
☎ 055-948-1412

相談方法/電話または窓口で受け付け
※随時受付中です。

地域の課題解決に向けて、市民活動団体などが提案した事業を市と協働で実施する市民提案型のパートナーシップ事業を推進しています。実施される事業は、活動費の一部を市が負担します。この度、令和6年度の事業実施に向けた事前相談を受け付けます。「この取り組みは事業の対象になりそうか」「やりたいことはあるけど、手を組んでくれる課があるだろうか」このような疑問を前もって解決することで、事業提案がより良いものになるよう、ぜひこの機会をご利用ください。

